

京都府特定(産業別)最低賃金 2業種が引上げに

— 京都地方最低賃金審議会が引上げの答申



令和4年11月29日、京都地方最低賃金審議会（会長 佐藤卓利 立命館大学経済学部特任教授）は、京都府特定(産業別)最低賃金2業種を引上げることが適当であると京都労働局長（赤松俊彦）に答申しました。改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和5年1月27日頃に発効する予定です。

<京都府特定(産業別)最低賃金引上額一覧表>

最低賃金の件名	現行額	改定額	引上額	引上率
電気機械器具製造業	957 円	986 円	29 円	3.03%
輸送用機械器具製造業	968 円	993 円	25 円	2.58%

答申の様子



佐藤会長

赤松局長